

第5次大分県子ども読書活動推進計画
(素案)

はじめに

子どもの読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことができないものです。

本計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）」および「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（平成14年）」に基づき、平成16年2月に策定した「大分県子ども読書活動推進計画」の第5次計画にあたるものです。前回の第4次計画の策定から5年が経過しましたが、この間、大分県の子ども読書を取り巻く環境には大きな変化がありました。

第4次計画策定後、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の流行により、感染拡大防止のために学校が一斉休校になり、その後も学級閉鎖や学年閉鎖が起きました。また、公立図書館においても臨時休館や開館時間短縮、サービスの一部が制限される時期がありました。さらに、学校や図書館で行われていた読み聞かせ等の子どもの読書活動も縮小を余儀なくされるなど、子どもの読書環境は厳しい状況におかれました。

このような中で、個別最適な学び、協働的な学びの一体的充実、感染症拡大や災害時等における教育の保障の実現を目指すGIGAスクール構想が前倒しされ、1人1台端末と高速大容量ネットワークが整備されました。これにより、学習環境はもとより、子どもの読書環境や学校図書館も変化しています。

県教育委員会では、このような環境の変化も踏まえたうえで、子どもが自ら進んで読書に親しみ、読書習慣を身に付けていくとともに、読書活動を通じて生涯にわたって豊かな人生を送ることができるよう、県内で活動する子ども読書推進に関わる皆様と本計画を広く共有し、市町村や読書関係団体等と連携・協力し、子どもの読書活動が一層推進されるよう積極的に取り組んでまいります。

本計画の改訂にあたっては、12名の有識者からなる委員会での議論を踏まえ、また、パブリックコメント等により、県民の皆様からも多くのご意見を伺い、反映させてきました。貴重なご提言をいただいた皆様にこの場をお借りして心から御礼申し上げます。

令和7年3月 大分県教育委員会教育長 山田雅文

第1章 計画の策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨
- 2 本計画中での「読書」の定義
- 3 計画の位置付け・役割
- 4 国・県・市町村の役割
- 5 計画の期間
- 6 計画の対象

第2章 第4次計画の成果と課題

第1節 指標から見た成果と課題

- 1 子どもの読書状況
- 2 地域の状況
- 3 学校の状況
- 4 まとめ

第2節 子どもの読書環境を取り巻く情勢の変化

- 1 デジタル社会に対応した読書環境の整備
- 2 「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」施行
- 3 「第6次学校図書館整備等5か年計画（国）」の策定
- 4 「第五次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（国）」の策定
- 5 こども家庭庁の発足・「こども基本法」施行

第3章 第5次計画の基本的な考え方

第1節 目指す子どもの姿

第2節 計画の目標及び重点方針

第4章 子どもの読書活動推進のための方策

第1節 重点方針1「発達段階に応じた読書習慣形成のための人材育成・環境整備」

- 1 現状と課題
- 2 公立図書館等職員を対象とした研修の実施
- 3 学校等職員・学校司書を対象とした研修の実施
- 4 市町村立学校での学校司書の専任配置の促進
- 5 学校全体で取り組む読書活動推進の体制づくり
- 6 読書ボランティアの養成・資質向上
- 7 読書ボランティア同士の情報共有の促進
- 8 情報の発信
- 9 読み聞かせに適した資料の収集
- 10 発達段階に応じたおはなし会やイベントの実施・図書館だよりの作成
- 11 学校への新聞複数配備の促進
- 12 学校での各種計画・基準等の作成の促進
- 13 県立学校における図書費の確保

第2節 重点方針2「多様な子どもたちの読書機会の確保」

- 1 現状と課題
- 2 電子書籍の収集（バリアフリーの観点から）

- 3 バリアフリー資料の収集や情報提供、手話のおはなし会等の開催
- 4 特別支援学校での読書推進
- 5 多言語資料の収集や情報提供、外国語のおはなし会等の開催
- 6 不登校等、様々な環境にある子どもたちへの支援

第3節 重点方針3「保護者等に対する普及啓発活動の推進」

- 1 現状と課題
- 2 SNS、広報誌等での積極的な情報発信
- 3 子どもの読書活動への理解の促進

第4節 重点方針4「子どもの読書意欲を引き出す取組の充実」

- 1 現状と課題
- 2 学びを深め、読書活動を広げるための資料の整備
- 3 推薦図書を紹介・読書記録ノートの配布
- 4 子どもの視点に立った読書活動の推進
- 5 本の魅力を同世代に伝える取組の推進
- 6 計画的な学校図書館の利活用の促進
- 7 児童生徒の読書への関心を高めるような活動や事例の紹介

第5節 重点方針5「デジタル社会に対応した読書環境の整備とリテラシーの向上」

- 1 現状と課題
- 2 電子書籍の収集（デジタル化の観点から）
- 3 子どもが利用しやすい電子書籍サービス・コンテンツの検討
- 4 研修等を通じたリテラシー向上の支援

第5章 推進施策の効果的な実施に向けて

第1節 推進体制の整備

第2節 計画の進行管理及び目標指標

- 1 計画の進行管理
- 2 第5次計画での目標指標

第6章 補足・参考資料

第1節 指標以外から見た第4次計画中の主な取組

- 1 家庭における取組
- 2 図書館における取組
- 3 学校等における取組

第2節 参考資料

- 1 用語解説
- 2 子どもの読書活動の推進に関する法律
- 3 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）
- 4 第五次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（国）」
- 5 大分県障がい者計画（第2期）
- 6 第5次大分県子ども読書活動推進計画概要
- 7 県内公立図書館等一覧

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年法律第154号）には、第2条（基本理念）において「子ども（おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。」とあります。

また、学校教育法においても、第21条（義務教育の目標）に「読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと。」と示されています。

これらを踏まえ、国においては、令和5年3月に第五次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が策定され、おおむね5年にわたる施策の基本的方向と具体的な方策が示されました。

本県においては、こうした国の動向を踏まえ、令和2年3月に策定した「第4次大分県子ども読書活動推進計画」での取組を検証しながら、子どもがあらゆる場所で読書に親しむことができる環境を整備し、生涯にわたる読書習慣を形成することをめざして、新たな計画の策定を行います。

2 本計画中での「読書」の定義

本計画中での「読書」とは、楽しむために文学作品を読むだけでなく、何かを調べたり学んだりするために、本（図鑑や事辞典、白書等を含む）や、新聞、雑誌を読むこと等、幅広い活動のことを指します。また、絵本の読み聞かせやストーリーテリング等も広く読書としてとらえます。

さらに、情報通信技術・機器の発達により、電子書籍は子どもたちにとって身近な存在になっているほか、読書バリアフリー法の施行により、様々な形式で本が流通するようになってきています。

これらを踏まえ、本計画中における「本」とは、紙の出版物だけでなく、電子書籍、触る本（点字、布絵本等）、聞く本（オーディオブック、音声DAISY、朗読CD）、わかりやすい本（LLブック、マルチメディアDAISY）等、様々なメディアのことを指します。

3 計画の位置付け・役割

本計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」を踏まえ、「大分県長期教育計画」（令和7年3月改訂）の下位計画として位置付けるものです。

また、前計画における取組の成果と課題を踏まえ、大分県における子どもの読書活動の推進に関する施策の方向性や基本方針を示すものであり、市町村においても、推進計画の更新や読書活動を推進していく上で、本計画の内容を踏まえることを期待するものです。

4 国・県・市町村の役割

第五次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」では、国・県・市町村の役割が明示されています。これに基づき、本県においても下記のように役割を示します。

【国】

- ・関係府省庁間相互の連携を図るとともに、都道府県及び市町村相互の連携の更なる強化を図る
- ・全国的な普及啓発の推進や、優れた取組の奨励を図る
- ・子どもの読書活動に関するデータや優良事例等の収集・分析・提供、助言等を行い、都道府県、市町村の取組等を支援する
- ・地方公共団体、図書館や学校図書館等の運営の参考となる資料等を作成し、変化する社会のニーズに対応した取組等の促進を図る

【県】

- ・関係者の連携や協力によって、横断的な取組が行われるような体制整備に努める
- ・県立図書館等を活用し、市町村に対する支援を行う
- ・読書活動推進に関して市町村に助言を行うほか、他市町村の施策の紹介を行う
- ・県立学校や私立学校に通う子どもに対する取組等について、市町村と連携しつつ関連施策の実施に努める
- ・県推進計画の内容や目標の達成度等について点検及び評価を行い、必要に応じて見直しを行う
- ・市町村推進計画の策定や点検及び評価について、助言を行う
- ・県立高等学校図書館の整備に努める

【市町村】

- ・関係者の連携や協力によって、横断的な取組が行われるような体制整備に努める
- ・各市町村の地域性を加味した上で市町村推進計画の内容や目標の達成度等について点検及び評価を行い、必要に応じて計画の見直しを行うよう努める
- ・域内の市町村立学校等を所管する立場から、公立小中学校等図書館の整備に努める

5 計画の期間

令和7年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）までの5年間とします。

6 計画の対象

「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、0歳からおおむね18歳までを対象とします。

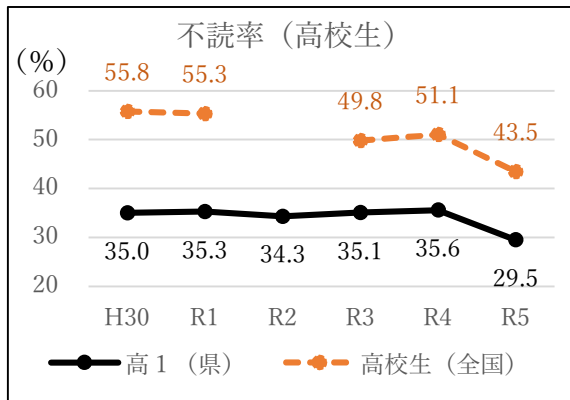
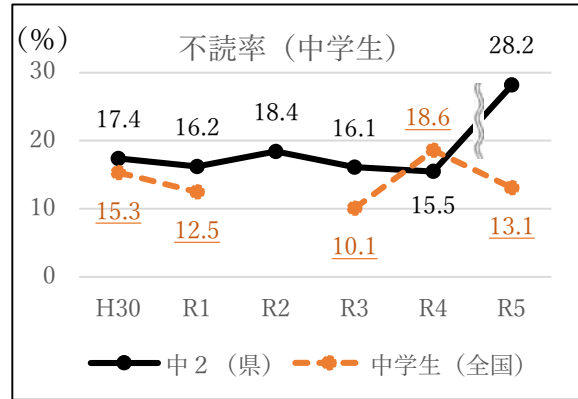
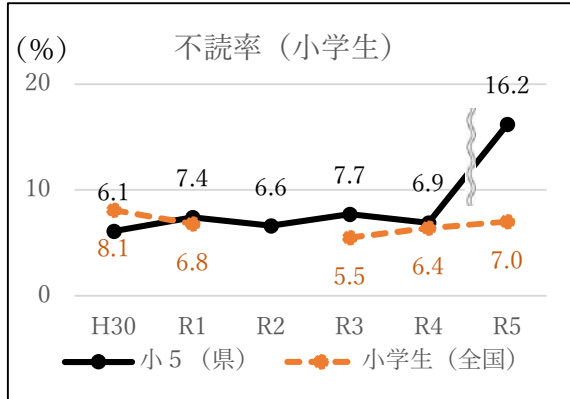
第2章 第4次計画の成果と課題

第1節 指標から見た成果と課題

1 子どもの読書状況

第4次計画では、子どもの読書活動の推移を測る数値として、9つの指標を設定し、計画の進行管理を行ってきました。第4次計画期間中の指標の推移と目標値の達成度を見ながら、大分県の子どもの読書活動の現状を分析します。

指標1 1ヶ月に1冊も本を読まない児童生徒の割合（不読率）



（県データ 出典）※1 ※2

小中学生：大分県学力定着状況調査

高校生：高校1年生の読書習慣に関する調査

（全国データ 出典）

学校図書館調査（全国学校図書館協議会）

全国と同様に、学校段階が進むにつれて「1ヶ月に1冊も本を読まない児童生徒の割合（不読率）」が増加しています。

全国値と比較した場合、小学生は全国平均より不読率が高い結果となっています。中学生は令和4年度に改善の兆しを見せましたが、令和5年度に全国値よりも高くなりました。高校生は全国値より不読率が低い状況が続いています。

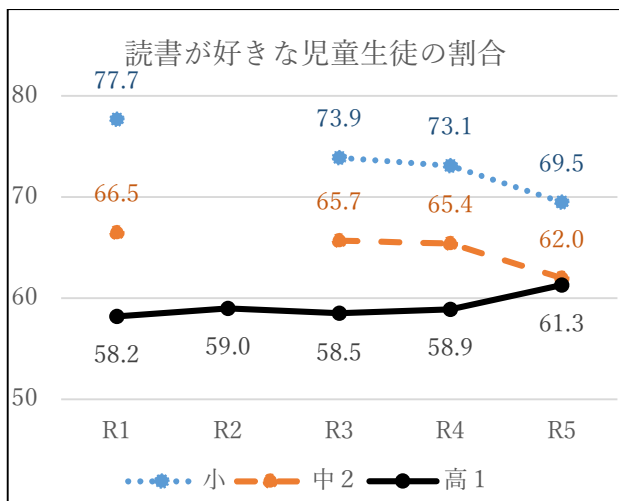
令和4年度の学力定着状況調査では、設問に「電子書籍を含む」と明記していましたが、令和5年度は他自治体と設問を統一するため、この記述を削除しました。その結果、電子書籍を利用する小学5年生（23.4%）、中学2年生（30%）※3が「本を全く読まない」と回答し、令和5年度の不読率に影響をあたえた可能性があります。

なお、全国値はこどもの読書週間（4月27日～5月10日）後の6月に実施される「学校図書館調査」での抽出調査ですが、県の値は4月に実施される「大分県学力定着状況調査」での悉皆調査であり、調査標本や時期等が異なる点に留意が必要です。

また、後述の指標2「読書が好きな児童生徒の割合」とあわせて見ると、不読率と読書好きの児童生徒の割合には負の相関があると考えられます。

- ※1 令和2年度全国調査は新型コロナウイルス感染症の影響により中止
- ※2 本計画では雑誌も読書に含むと定義していますが、この調査での「読書」には雑誌は含まれていません。
- ※3 電子書籍の利用率は令和5年度「青少年のネット利用実態調査」県調査による（詳細は p9 参照）

指標2 読書が好きな児童生徒の割合



(出典)
 小中学生：R3～R5年度 大分県学力定着状況調査
 R1年度：全国学力・学習状況調査
 高校生：高校1年生の読書習慣に関する調査

県の調査結果を見ると、読書が好きな児童生徒の割合は、小中学校において減少し、高校生では微増しています。

2 地域の状況

指標3 公立図書館における中学生以下（14歳以下）の子ども1人あたりの児童書年間貸出冊数

R1年度 (計画期間に含まれない)	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度 目標値
11.9冊	9.8冊	12.3冊	12.2冊	12.3冊	14.6冊

指標4 子どもの発達段階に応じたイベントを実施している公立図書館等の数

R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度目標値
10館	6館	12館	14館	19館

指標5 子ども司書を育成している市町村の数

R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R6年度目標値
10市町村	7市町村	7市町村	8市町村	7市町村	18市町村

指標6 読書ボランティアを対象とした研修会を実施している公立図書館等の数

R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度目標値
9館	6館	7館	9館	19館

公立図書館における児童書の貸出冊数は、新型コロナウイルス感染拡大予防として行われた公立図書館の利用制限等が影響し、令和2年度に大幅に減少しましたが、その後回復しています。

子どもの発達段階に応じたイベントを実施している公立図書館の数は令和5年度に19館中14館と、計画当初より増加しました。残る5館では、来場した子どもの年齢等に合わせて臨機応変に対応する方法がとられるなど、全ての館において発達段階に応じたイベントが実施できている状況といえます。

子ども司書を育成している市町村の数は横ばいですが、独自に地域の小学生・中学生・高校生が図書館で活動している市町村もあります。

読書ボランティアを対象とした研修会を実施している公立図書館は9館にとどまっており、ボランティアの自己研鑽に頼っている館が多い現状があります。

(出典) 県立図書館調査・県教育委員会調査

3 学校の状況

指標7 全校一斉の読書活動を週1回以上実施している学校の割合

	県 (H28)	県 (R2)	全国 (R2)	R6 年度目標値
小学校	95.4%	93.7%	79.2%	100%
中学校	52.0%	53.8%	77.9%	80%
高等学校	35.0%	41.0%	24.0%	40%

指標8 学校図書館を活用した授業を学期に複数回計画的に実施している学校の割合

	県 (H28)	県 (R2)	全国 (R2)	R6 年度目標値
小学校	97.2%	96.4%	—	100%
中学校	86.9%	86.8%	—	100%

指標9 学校図書館図書標準を達成している学校の割合

	県 (H28)	県 (R2)	全国 (R2)	R6 年度目標値
小学校	81.0%	91.1%	71.2%	100%
中学校	67.2%	80.2%	61.1%	100%

指標7～9の基となる「学校図書館教育の現状に関する調査」は、文部科学省の方針により、平成28年度から5年おきの実施となったため、令和2年度のデータが最新です。そのため、状況の分析はいずれも令和2年度を基準としています。なお、指標8は県での取りまとめ時の独自集計項目のため、全国値は不明です。

「全校一斉の読書活動を週1回以上実施している学校の割合」は、小学校において全国平均を上回る高い水準を維持していますが、中学校では実施率が全国平均を下回っています。

令和5年度実施の県調査（図書館の現状に関する調査）によると、中学校1・2年生では一斉読書が実施されているものの、3年生ではその時間を教科の学習に充てている学校が多くなっていることが、全校での一斉読書実施率の低さにつながっていると考えられます。

なお、高等学校における実施率は全国平均を上回っていますが、学校段階が進むにつれ、実施率が低くなる傾向は全国と同様です。

「学校図書館を活用した授業を学期に複数回計画的に実施している学校の割合」は、いずれも前回調査時より微減しています。理由として、コロナ禍による学校図書館の利用制限や、1人1台端末の導入が考

えられます。

「学校図書館図書標準を達成している学校の割合」は、小中学校のいずれにおいても前回調査より上昇し、全国平均より達成校の割合が高い状況となっています。

(出典) 学校図書館の現状に関する調査

4 まとめ

第4次計画では「読書だいすき大分っ子」の育成をめざし、学校・家庭・地域で様々な取組を進めてきました。(具体的な取組内容は巻末の「第6章 参考資料 第1節 指標以外から見た第4次計画中の主な取組」を参照)

しかし、これまで見たように、多くの指標で目標値を上回る数値とはなっておらず、とりわけ、不読率や読書好きな児童生徒の割合は、高校生を除き全国平均値と比べてよい結果とはなっていません。

その原因として、3年に及ぶコロナ禍における行動制限により、図書館や学校等で読書推進のための積極的な取組を行うことが難しかったことや、インターネット(スマートフォンやタブレット等の携帯端末)の普及により、余暇や情報収集の手段として紙の本の利用が減少したこと等が考えられます(インターネットの利用と読書については、第4章第1節で詳述)。

以上から、とりわけ小中学生が本に親しみ、読書好きとなるように、改めて様々な手段で本の魅力や読書の有用性を訴えることや、学校・家庭・地域で工夫した取組が行われることのほか、読書環境の整備等さらなる働きかけが引き続き必要であると考えられます。

第2節 子どもの読書環境を取り巻く情勢の変化

1 デジタル社会に対応した読書環境の整備

GIGAスクール構想により、児童生徒向け1人1台端末と高速大容量の通信ネットワークの一体的整備が進められました。言語能力や情報活用能力を育むとともに、多様な子どもたちの読書機会の確保や、非常時における図書等への継続的なアクセスを可能とするために、電子書籍の利用や図書館のDX（デジタルトランスフォーメーション）を進める必要性が示されました。

2 「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」（令和元年法律第49号）施行

障がいの有無にかかわらず、利用しやすい形式で本の内容にアクセスできるようにすることを目指して策定されました。この法律を踏まえ、県では令和6年3月に策定した「大分県障がい者計画（第2期）」に「読書環境の整備」の項を新設し、これを本県の「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画」ととらえ、県立図書館を中核とした取組を推進することを示しました。

3 「第6次学校図書館整備等5か年計画（国）」の策定（令和4年1月）

令和4年から令和8年を期間とする第6次学校図書館整備等5か年計画が策定されました。これは公立小中学校等の学校図書館において、学校図書館図書標準の達成、計画的な図書の更新、新聞の複数紙配備、学校司書の配置拡充が図られることを目的としたもので、本計画に基づいた地方財政措置が講じられています。

	図書	新聞	学校司書
目標	・学校図書館図書標準100%達成 ・計画的な図書の更新	・小学校2紙 ・中学校3紙 ・高等学校5紙	小中学校等のおおむね1.3校に1名配置

4 「第五次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（国）」の策定（令和5年3月）

多様な子どもたちの読書機会の確保、デジタル社会に対応した読書環境の整備のほか、子どもの視点に立った読書活動の推進が新たな基本方針として示されました。

5 こども家庭庁の発足・「こども基本法」（令和4年法律第77号）施行

全ての子どもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども家庭庁が発足し、こども基本法が施行されました。子どもの最善の利益を実現するため、子どもの意見を子ども政策に反映させることが求められています。

第3章 第5次計画の基本的な考え方

第1節 目指す子どもの姿

読書を通じて、子どもは、読解力や想像力、思考力、表現力等、生きる基礎となる力を養うとともに、自ら学ぶ楽しさや知る喜びを体得し、さらなる知的探求心や真理を求める態度を身に付けることができます。

また、読書には、子どもの心の成長や人格の形成を助け導く力があります。本の中の登場人物と心を重ね合わせ、多様な考え方に触れることにより、子どもは、多角的な思考を深めながら、他者への思いやりの心を育みます。

「大分県の子どもたちが、大人へと成長したとき、次の世代へ読書の楽しさを伝える。」このような好循環を生み出すために、「読書だいすき大分っ子」の育成に引き続き取り組んでいきます。

読書だいすき大分っ子 ～めざす子どもの姿～

- [1] 読書を楽しみ感じ、生涯にわたって自主的に読書を行う子ども
- [2] 多くの本との出会いを通じて知識・語彙を拡げるとともに、他者の考えや気持ちを知ることで多面的・多角的な思考ができる子ども
- [3] 読書によって言葉や感性を磨くことで、自分の考えを表現できる子ども
- [4] デジタル・アナログに関わらず、適切な資料を使って調べる手法を身につけ、必要な情報を取捨選択し、正しい情報を見極め、自ら学ぶことができる子ども

第2節 計画の目標及び重点方針

第5次計画では、第4次計画の成果と課題に基づき、以下の2つの目標と、それを達成するための5つの重点方針のもと、子どもの読書活動の推進に取り組みます。

【目標】

- I 生きる力を育む読書習慣の形成
- II 全ての子どもがいつでもどこでも読書に親しめる環境の整備

【重点方針】

- 1 発達段階に応じた読書習慣形成のための人材育成・環境整備
- 2 多様な子どもたちの読書機会の確保
- 3 保護者等に対する普及啓発活動の推進
- 4 子どもの読書意欲を引き出す取組の充実
- 5 デジタル社会に対応した読書環境の整備とリテラシーの向上

第4章 子どもの読書活動推進のための方策

第1節 重点方針1「発達段階に応じた読書習慣形成のための人材育成・環境整備」

1 現状と課題

インターネットの普及が読書離れの要因のひとつとされる一方で、電子書籍やオーディオブック等、インターネット・通信機器の普及により新たなメディアも定着し、これまでとは違った形式で読書を楽しむことができる環境が整いつつあります。

大分県内の状況を見ると、自分専用のスマートフォンを持つ児童の割合の増加や1人1台端末の整備に伴い、電子書籍を利用している児童生徒も増えており、電子書籍が子どもたちの間でも普及しつつある様子がうかがえます。

なお、県内の小学生・中学生・高校生を対象としたアンケート調査では、インターネットの利用により「本を読まなくなった」と回答した中学生の割合は微増した一方で、高校生では減少しています。

【大分県のデータ】「青少年のネット利用実態調査結果」（令和5）

自分専用のスマートフォンを持つ小学生・中学生・高校生の割合

	県（R2）	県（R5）
小学5年生	27.6%	41.8%
中学2年生	71.7%	65.1%
高校1年生	99.4%	98.1%

「利用するサービス」（複数選択可）について「電子書籍（読書）」と回答した児童生徒の割合

	県（R2）	県（R5）
小学5年生	18.0%	23.4%
中学2年生	24.7%	30.0%
高校1年生	27.2%	33.8%

「インターネット利用による生活の変化」について、「本を読まなくなった」と回答した生徒の割合

	県（R2）	県（R5）
中学2年生	16.7%	17.6%
高校1年生	27.6%	23%

県教育委員会で開催した「小中学生読書活動活性化事業」（令和3年度～令和5年度）モデル校の小学3年生～6年生を対象としたアンケートにおいて、本を読まない理由として最も多く挙げられたのは「読みたいと思う本がない」（約39%）、2番目が「読書が面白くない」（約23%）でした。

さらに、小学校高学年までに形成された「読書が好きか嫌いか」という評価はその後変化しない傾向があり、不読率に大きな影響を与えているとする他県の調査結果があります。

	「本を読むことが好き」または 「どちらかといえば好き」	「本を読むことが嫌い」または 「どちらかといえば嫌い」
小学5年生	76.4%	23.7%
中学2年生	75.1%	24.9%
高校2年生	77.9%	22.1%

(出典：青森県教育委員会「令和5年度生涯学習・社会教育総合調査研究事業 子どもの読書活動推進に関する実態調査報告書」)

このような状況を踏まえ、大分県においても、未就学から小学校中学年ごろにかけて、子どもが本に親しみを持ち、読書を好きになるような取組や環境の整備が必要と考えます。とりわけ幼少期から読書習慣を形成し、読書を好きになるためには、様々な場所・方法で本に触れることができる環境を整備することで、「読みたいと思える本」を子どもに届けることが必要です。そのためには、子どもの読書活動に関わる人に対する情報提供や援助も必要です。県として、これらの取組の市町村への普及や、手法等の共有を図ります。

2 公立図書館等職員を対象とした研修の実施

児童図書を選択・収集・提供、読書相談、子どもの読書活動に対する指導や取組の企画・実施等に高い専門性をもって対応できるよう、県立図書館において、公共図書館等職員を対象に児童サービス、著作権、図書館のDX化、先進事例の紹介等をテーマとした研修や先進地視察を行い、知識や技能等の習得に努めます。

また、これらの研修は可能な限り映像配信も併せて実施し、受講の利便性を図ります。

3 学校等職員・学校司書を対象とした研修の実施

【幼稚園・保育所・認定こども園等において】

保育者を対象にした幼児教育センター主催の研修において、読み聞かせの意義や、発達に応じた本選びについての理解を図り、乳幼児が絵本や物語に親しめるようにします。

また、別府大学短期大学部で開講されている「認定絵本土養成講座」の一部講座に協力し、保育者の資質向上を支援します。

【小・中学校において】

県は、市町村立学校司書の資質向上のため、学校図書館の活用及び運営等に関する研修を実施し、学校図書館の質の向上を目指します。併せて、バリアフリー資料や電子書籍サービス等、多様な資料やサービスの紹介や利活用について理解を図ります。

また、県は、子ども読書支援センター（県立図書館内）において、学校司書を対象とした市町村が主催する研修会等へ講師（子ども読書推進員）を紹介するほか、学校司書や読み聞かせグループ等が行う自主研修に講師を派遣します。

【県立高等学校において】

県は、各教科・科目や総合的な探究の時間、課題研究において深い学びを行うために、教諭や学校司書等を対象にした研修会等での実践事例の共有や先進事例の紹介を通して、学校図書館を活用した授業の推進を図ります。

また、学校司書に対して、学校図書館の活用及び運営等に関する研修を行うことにより、専門的な知識・技能の習得を通して学校図書館の質の向上を目指します。

4 市町村立学校での学校司書の専任配置の促進

県は、国の示す第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」（令和4～令和8）に基づき、学校図書館の運営・管理や、学校図書館を活用した教育活動の支援を行う専門的な知識・技能をもった学校司書の専任配置を、市町村へ働きかけます。

5 学校全体で取り組む読書活動推進の体制づくり

学校図書館の運営に当たっては、校長のリーダーシップの下、司書教諭や図書館担当の教諭が中心となり、教職員が連携・協力して学校図書館の機能の充実や読書活動の推進を図っていくよう促します。

また、子どもたちが、言葉を学び感性を磨く機会として一斉読書や読み聞かせ等の推進について働きかけるとともに、児童生徒が主体的に学校図書館の運営や読書活動に係る行事に関わることで、読書への関心を高められるよう、図書委員会等の活動の活性化に向けた助言や情報提供に努めます。

6 読書ボランティアの養成・資質向上

県立図書館において「ストーリーテリング入門講座」やボランティアによる「読み聞かせひろば」等を実施し、子どもの読書活動に関わる人材の資質向上の機会提供に努めます。

また、子ども読書支援センター（県立図書館内）において、読み聞かせグループ等の読書ボランティアを対象とした研修会等へ講師（子ども読書推進員）を派遣・紹介し、資質向上のための研修機会の提供に努めます。

7 読書ボランティア同士の情報共有の促進

県は、連携の促進や実践内容の共有のため、関係機関や地域のボランティア団体等が交流を深めたり、スキルアップしたりするための機会を提供します。

また、学校において、学校と地域をつなぐ地域学校協働活動推進員等との連携を促進し、地域のボランティアや保護者の協力による読み聞かせ等の導入が図られるよう働きかけます。

8 情報の発信

県立図書館において、子どもの読書活動を支援するセンター機能を充実させ、子どもの読書活動に関する情報収集や広報等を行うとともに、子ども読書活動関係者に役立つ情報の提供に努めます。

9 読み聞かせに適した資料の収集

県立図書館において、子どもの読書活動関係者を支援するため、研究書や推薦図書の充実に努めるとともに、大型絵本やパネルシアター、紙芝居枠（舞台）等おはなし会のための資料や道具を整備し貸出します。

また、市町村立図書館においても、児童書の充実が図られるよう働きかけます。

10 発達段階に応じたおはなし会やイベントの実施・図書館だよりの作成

県立図書館において、読書ボランティア等の協力のもと、子どもの発達段階に応じたおはなし会を定期

的に実施し、絵本の読み聞かせやわらべうた、ストーリーテリング、紙芝居の上演等を通じて、様々な年代の子どもが本に親しむ機会の提供に努めます。

また、図書館だよりやSNS、新聞や地域の子育て情報誌等で児童書やイベント等の情報を積極的に発信し、乳幼児期からの読み聞かせの必要性や読書活動の重要性等について紹介します。

市町村立図書館においても、おはなし会等の定期的な開催や、わらべうたや赤ちゃん絵本を取り入れた乳幼児からのおはなし会の開催等、乳幼児期から本に親しむ機会の充実が図られるよう、研修会等を通じて実施を促します。

1 1 学校への新聞複数配備の促進

国の示す第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」に基づき、児童生徒が主権者として必要な資質・能力を身につけられるよう、県は市町村に新聞配備（小学校等2紙、中学校等3紙）に必要な予算措置を講じるよう促します。

1 2 学校での各種計画・基準等の作成の促進

国の示す第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」に基づき、選定基準・廃棄基準を策定することにより、学校図書館図書標準の達成および情報が古くなった図書の適切な更新や除籍を促します。

1 3 県立学校における図書費の確保

県立学校において、図書費が各校で確実に確保されるよう、各学校宛て『県立学校管理運営費年間配分額内示』の中に図書経費を個別に明記します。

第2節 重点方針2「多様な子どもたちの読書機会の確保」

1 現状と課題

令和元年6月に「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」が施行され、子ども読書の推進においても、障がいの有無にかかわらず読書を通じて文字・活字文化の恩恵を受けることができる環境の整備が求められています。

障がいのある子どもだけでなく、日本語を母語としない子どもや、相対的貧困状態にあるとされる子ども、不登校状態にある子ども等、多様な子どもたちの読書機会を確保するための読書環境の整備が必要です。

2 電子書籍の収集（バリアフリーの観点から）

電子書籍は、文字の拡大や音声読み上げができるものが多く、障がいのある子どもの読書ツールとして有効です。県立図書館では、音声読み上げ機能に対応したコンテンツを積極的に収集し、障がいのある子どもの読書機会の提供に努めます。

3 バリアフリー資料の収集や情報提供、手話のおはなし会等の開催

県立図書館において、障がいのある子どもの読書活動を支援するため、特別支援学校や点字図書館等の関係機関との連携を深め、マルチメディアDAISY（デイジー）図書や大活字本、布絵本、LLブック等、障がいに応じた資料の収集・提供に努めるとともに、施設・設備やサービスにおいても障がいのある子どもが利用しやすい環境づくりに努めます。さらに、手話のおはなし会等の障がいのある子どもにも楽しめる取組を実施します。

また、学校や図書館等を対象とした、バリアフリー図書セットを拡充し、利用を促進します。

4 特別支援学校での読書推進

特別支援学校での読書推進のための読書バリアフリー法の周知と、子どもの特性に応じた資料の活用の促進を図ります。

また、県立図書館が所蔵するバリアフリー図書セットの貸出を通して、障がいのある子どもの読書機会の提供に努めます。

5 多言語資料の収集や情報提供、外国語のおはなし会等の開催

県立図書館において、日本語を母語としない子どもの読書活動を支援するため、多言語資料の収集・提供に努めるとともに、外国語のおはなし会等を実施し、読書に親しむ機会を提供します。

また、学校を対象とした、英語多読図書セットの貸出を実施し、資料活用の充実に努めます。

6 不登校等、様々な環境にある子どもたちへの支援

県立図書館において、不登校支援施設やフリースクール等に対して、図書館見学のほか、読み聞かせや調べ学習、職場体験等の活動を提供します。不登校の児童生徒が本と親しむことができ、早期の学校復帰のきっかけになるような支援を行うとともに、これらの県での取組の成果等を市町村に共有します。

また、県は、フリースクールや放課後等デイサービス、県立病院小児病棟、少年院や児童相談所、児童養護施設、こども食堂や放課後児童クラブ等へ図書の貸出を行います。

第3節 重点方針3「保護者等に対する普及啓発活動の推進」

1 現状と課題

「本を読む大切さ」を保護者から伝えられていたり、小学校入学前に読み聞かせを受けたりした子どもほど読書時間が長く、読書が好きになる傾向があるという調査結果もあり、子ども読書の推進において、幼少期からの保護者の働きかけは重要です。

(出典：「ベネッセ総合研究所「子どもの読書行動の実態」(2023)、青森県教育委員会「子どもの読書活動推進に関する実態調査」)

県内の状況を見ると、「大分県子どもの生活実態調査」(令和元年調査)では、小学5年生の保護者の36%、中学2年生の保護者の43.8%は子どもに本や新聞を読むようにすすめていないと回答しています。また、同調査では小学5年生の保護者の28.7%、中学2年生の保護者の27.8%が、子どもが小さいころに絵本の読み聞かせを「あまりしなかった」または「しなかった」と回答しています。

このような現状を踏まえ、情報収集や情報発信の体制を強化し、子どもの読書の重要性や、イベント等の情報を保護者に対して届けることで、家庭における読書活動の活性化を目指します。

2 SNS、広報誌等での積極的な情報発信

県立図書館において、ホームページやSNS、県の子育て支援ポータルサイト、母子手帳アプリ「母子モ」、新聞や地域の子育て情報誌等で児童書やイベント等の情報を積極的に発信し、乳幼児期からの読み聞かせの必要性や重要性等について紹介します。

3 子どもの読書活動への理解の促進

県は、図書館以外で絵本の展示や読み聞かせを実施することにより、図書館を利用しない家庭に対して、読書活動への理解や、家庭読書の取組を促します。

また、子ども読書支援センター(県立図書館内)において、保護者等を対象とした研修会等へ講師(子ども読書推進員)を派遣し、読み聞かせや読書の重要性等、子どもの読書について学ぶ機会を提供します。

第4節 重点方針4「子どもの読書意欲を引き出す取組の充実」

1 現状と課題

読書を楽しく感じ、自主的に読書を楽しむ子どもを増やすためには、子ども自身に働きかけ、読書の楽しさを知るきっかけとなる取組が必要です。これらの取組が充実したものになることにより、読書によって言葉や感性を磨き、様々な表現活動を行う子どもの育成も期待されます。

令和5年4月に「こども基本法」が施行され、子ども読書活動推進においても、子どもの意見を取組に反映させる等子どもの視点に立った読書活動の推進が求められています。

2 学びを深め、読書活動を拓げるための資料の整備

県立図書館において、教科書に掲載された図書や英語絵本を集めた「子ども学習支援文庫」および、学びにつながる図鑑等を中心とした「学びのビジュアルブックコーナー」等のコーナーの充実を図ります。

また、団体貸出や協力貸出（OLIB・オリーブ）における県内の学校や市町村立図書館等へ提供する資料のさらなる充実を図ります。

3 推薦図書の紹介・読書記録ノートの配布

県は、学校や家庭における読書習慣の形成をはかるため、県内小学生を対象に、推薦図書リスト兼読書記録ノート「チャレンジ！読書日記」を配布します。

4 子どもの視点に立った読書活動の推進

【小中学校】

児童生徒が主体的に学校図書館の運営や読書活動に係る行事に関わることで、読書への関心を高められるよう、図書委員会等の活動の活性化に向けた助言や情報提供に努めます。（再掲）

また、多様な状況にある子どもたちから意見を聞く機会を確保する手立てとして、県はアンケート等の取組を市町村に紹介し、子どもの視点に立った読書活動を推進します。

【高等学校】

県は、読書活動や図書館活動における生徒の意見聴取の機会を確保するとともに、子どもが学校図書館の運営に図書委員等を通じて主体的に関わることができるようにすることで、子どもの視点に立った読書活動を推進します。

5 本の魅力を同世代に伝える取組の推進

小学生が図書館や読書活動について学び、同世代の子どもに読書活動を広める活動を行う「子ども司書」の養成に、市町村と協力して取り組みます。さらに、育成した子ども司書の活動の場をもうけ、子どもの視点を生かした取組の実施に努めます。

また、中学生・高校生が様々な分野の本に触れる機会を通じて、読書の楽しさを知り、自ら進んで読書に親しむことを目指し、県ビブリオバトル大会を開催します。

6 計画的な学校図書館の利活用の促進

各学校において、カリキュラム・マネジメントにより、児童生徒の主体的・意欲的な学習活動や読書活動を充実させる観点から、全体計画の策定や年間指導計画への図書館活用の計画的な位置づけを働きかけます。

また、GIGAスクール構想の進展を踏まえたうえで、印刷資料とデジタル資料・機器を併用することにより、学習の目的や習熟の状況に応じた適切な媒体を使用することの重要性を助言するとともに、各学校において学校図書館でのICT機器の活用や、新聞を含めた図書館資料を活用した学習活動が展開されるよう働きかけます。

7 児童生徒の読書への関心を高めるような活動や事例の紹介

【小中学校】

県は、小中学校において、国語科を要とした言語活動の充実が児童生徒の自主的・自発的な読書活動につながるよう助言します。

また、「子どもと本をつなぐ～読書への関心を高める学校図書館活用ガイド～」(令和4年度)を活用し、読書週間の取組の充実、ビブリオバトルや読書へのアニメーション、ブックトーク等の読書活動の具体例について紹介するとともに、各学校での実施についても働きかけます。

【高等学校】

県は、学校図書館関係者の研修会等で、学校図書館の活用事例について紹介するとともに、関係者間の情報交換の機会を作ることで読書活動の活性化を図ります。

【私立学校】

県は、文部科学省等が発信する学校図書館に関する情報のほか、ビブリオバトル等の県の取組について各私立学校へ情報提供します。

第5節 重点方針5「デジタル社会に対応した読書環境の整備とリテラシーの向上」

1 現状と課題

GIGAスクール構想により、児童生徒向け1人1台端末と高速大容量の通信ネットワークの一体的整備が進められました。このような状況の中、言語能力や情報活用能力を育むとともに、多様な子どもたちの読書機会の確保や、非常時における図書等への継続的なアクセスを可能とするために、電子書籍の利用や図書館のDXを進める必要があります。

「青少年のネット利用実態調査結果（県）」の令和5年度調査では、中学生の83.4%、高校生の85.1%が、わからないことを調べたり、情報収集したりするためにスマートフォンを利用しています。なかでも、SNSは中学生の68.9%、高校生の92.1%が利用しています。どのようなメディアでも不正確な情報が拡散されることはあり得ますが、特にSNSでは誰もが簡単に情報発信できることから、その危険性が高くなります。インターネット上の情報をうのみにせず、情報の正確性を見極める能力や、デジタル・アナログに関わらず適切な資料を利用して情報収集する技能の育成が求められています。

2 電子書籍の収集（デジタル化の観点から）

県立図書館では、図書館向けに販売されている、調査研究に役立つ電子書籍を中心に引き続き収集します。また、豊の国情報ライブラリー（県立図書館、県立先哲史料館、県公文書館）では、貴重資料を中心とした大分県に関する資料のデジタル化を進め、児童生徒が貴重な郷土資料に触れる機会を提供します。

さらに、電子書籍の導入・運用や県内外の動向について、県内市町村図書館と情報共有します。

3 子どもが利用しやすい電子書籍サービス・コンテンツの検討

図書館向けの電子書籍には、児童向け資料の発行が少ないという問題があります。そこで、県立図書館では、児童向け資料の収集を行うとともに、写真や図が多い図鑑等、子どもから大人まで楽しめる幅広いジャンルの電子書籍を収集し、資料の充実に努めます。

4 研修等を通じたリテラシー向上の支援

県立図書館において、休館日の図書館を学校の調べ学習用に開放する「スクールサービスデー」を実施し、子どもが本の探し方や調べ方を学ぶ機会を提供します。また、市町村立図書館においても、同様に調べ学習への支援が行われるよう、資料の収集・提供の充実を研修や事業等で促します。また、学校図書館や図書館職員への研修等を通して、リテラシーの向上の必要性について理解を図ります。

さらに、県は、学校と連携し、子どもたちがインターネットの特性について理解し、情報の信頼性の見きわめ方や情報収集における適切な情報源の選択等、情報を調べる時の基礎的な内容を学ぶことができる教材を教職員に提供し、児童生徒のリテラシーの向上を目指します。また、小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の児童生徒を対象に、インターネット上で入手した情報を取捨選択することや、著作権・肖像権等の権利を尊重することの大切さについて学ぶことができる出前授業を実施します。

第5章 推進施策の効果的な実施に向けて

第1節 推進体制の整備

子どもの読書活動推進に関する施策の総合的な推進を図るため、県と市町村がそれぞれの役割を担いながら、連携・協力を努めます。

県においては、市町村が実施している子どもの読書活動推進に関する様々な情報を収集し、各市町村に提供することにより、市町村間の連携・協力体制づくりに努めます。

現在、全ての市町村において子ども読書活動推進計画が策定されています。今後は、各市町村に対して、各地域の特性を生かした推進計画が更新されるよう働きかけます。さらに、策定された「子ども読書活動推進計画」の評価・検討が行われ、計画が確実に実行されるよう促します。

第2節 計画の進行管理及び目標指標

1 計画の進行管理

本計画の効果的な実現を図るため、施策の進捗状況や目標指標（別表）の達成状況等を検証し、「大分県子ども読書活動推進連絡会議」に報告して評価・検討し、その内容を踏まえて必要な見直しを行う等、適切な進行管理に努めます。

大分県子ども読書活動推進連絡会議委員（令和7年3月時点）

氏名	所属・役職	備考
仲嶺 まり子 氏	別府大学短期大学部名誉教授（前学長）兼 豊岡短期大学通信教育部こども学科教授	学識経験者
石掛 忠男 氏	大分県公共図書館等連絡協議会会長（大分県立図書館館長）	図書館 関係者
栗屋 文世 氏	大分県公共図書館等連絡協議会委員（杵築市立図書館館長）	
五嶋 宏治 氏	大分県学校図書館協議会会長（大分県立芸術緑丘高等学校校長）	
牧 英治郎 氏	大分県学校図書館協議会副会長（大分市立明治北小学校校長）	学校関係者
日下部 克彦 氏	大分県私立幼稚園連合会理事 （学校法人大分愛隣学園愛隣幼稚園園長）	
山田 弘樹 氏	大分県PTA連合会会長	PTA関係者
今井 登美子 氏	なかつおはなしネットワーク代表	民間団体 関係者
首藤 富久恵 氏	大分ブックトーク研究会会員（前会長）	
伊南 俊一 氏	別府市教育委員会社会教育課指導主事	市町村行政 関係者
川野 剛 氏	佐伯市教育委員会学校教育課指導主事	
佐藤 栄宏 氏	大分合同新聞社編集局GX編集部部長	報道関係者

2 第5次計画での目標指標

第4章で挙げた取組の達成度をはかるための指標として、以下の通り4つの目標を定め、取組を進めていきます。

第5次計画における目標指標一覧

目標指標			基準値 (R5)	目標値 (R11)
1	読書が好きな児童生徒の割合 ※	小5	69.5%	75.8%
		中2	62.0%	69.8%
		高1	61.3%	69.5%
2	公立図書館における14歳以下の子どもひとりあたりの児童書年間貸出冊数		12.3冊	12.9冊
3	子ども司書等の取組に参加する児童生徒の数 (その他公立図書館等でのボランティア活動を含む)		66人	130人
4	子ども・ティーン向けバリアフリー図書館の所蔵館数		16館	19館

※「大分県長期教育計画」においても目標指標として定めている

第6章 補足・参考資料

第1節 指標以外から見た第4次計画中の主な取組

1 家庭における取組

(1) 保護者の読書活動への理解の促進

子ども読書支援センター（県立図書館内）において、保護者や子ども読書活動関係者を対象とした研修会等へ講師（子ども読書推進員）を派遣・紹介し、読み聞かせや読書の重要性を啓発しました。

県立図書館において、新聞や地域の子育て情報誌、県の広報誌等へ記事を掲載して年齢に応じた本を紹介したほか、乳幼児期からの読み聞かせの必要性や読書活動の重要性等について紹介しました。

(2) 家庭における読書活動への支援

県では、商業施設や地域子育て支援拠点等において推薦図書を展示し、読み聞かせを行う「本との出会いひろば」（令和2年度～）を実施することにより、保護者に対して、家庭における読書等に関する情報提供を行いました。

また、県立図書館において、乳児から幼児向けの絵本と育児書のセットを宅配貸出するサービスを引き続き実施しました。

2 図書館における取組

(1) 図書館の新規開館

第4次計画で、新館1館が建設され、分館3館が移転整備されました。地域の子どもの読書環境において大きな充実が図られました。

令和3年2月 豊後大野市図書館（新館）

令和3年4月 由布市立図書館湯布院分館（ゆふいんラックホール内へ移転）

令和3年9月 中津市立三光図書館（三光コミュニティーセンター内へ移転）

令和6年10月 中津市立耶馬溪図書館（耶馬溪コミュニティーセンター内へ移転）

(2) 資料の整備（電子書籍・多言語・バリアフリー）

県立図書館において、電子書籍サービスを開始しました。（令和2年度～）

県立図書館において、英語のほか、中国語、韓国語、ウクライナ語等の絵本の収集をしました。

県立図書館において、大活字本や点字つき絵本、布絵本、マルチメディアDAISY（デイジー）図書等のバリアフリー図書の充実を図るとともに、学校・図書館等を対象とした、バリアフリー図書および再生機器のセットを整備しました。

(3) 発達段階に応じた読み聞かせの実施

県立図書館において、発達段階に応じたおはなし会を定期的に行いました。

「あかちゃんのためのおはなし会」（0～1歳児）と「おはなし会2・3・4」（2～4歳児）の対象を見直し、令和6年度から「あかちゃんのためのおはなし会」（0歳児）と「1歳からのおはなし会」としました。

(4) 情報発信の強化（図書館だより、SNS）

県立図書館において、「こどもしつだより」に加え、中高生向けの「ティーンズだより」の発行を開始

しました（令和3年度～）。これまで紙で発行していた「ティーンズだより」は、令和6年度からSNSでの情報発信に変更し、10代の子どもにより届きやすい形にしました。

県立図書館において、イベント情報や本の紹介等を図書館ホームページ、Facebook、X（旧Twitter）、母子手帳アプリ「母子モ」（令和4年度～）、Instagram（令和5年度～）等で発信しました。

また、こども未来課が運営する子育て支援ポータルサイト「子育てのタネ」、母子手帳アプリ「母子モ」等を活用し、県立図書館等で開催されるおはなし会やイベントの情報を保護者に向けて発信しました。

（5）研修の実施

県立図書館において、全国や九州で開催される研修会・研究大会等に司書を積極的に派遣し、知識や技能等の習得に努めました。また、公立図書館等職員研修会を年間5～6回実施し、その中で児童サービスをテーマとした研修を設定し、全県的な児童サービス担当職員の育成と質の向上を目指しました。

（6）調べ学習の支援

県立図書館において、休館日の図書館を学校の調べ学習用に開放する「スクールサービスデー」の実施や、県内の図書館や学校へのレファレンスを行いました。また学校司書と児童を対象に、調べ学習の効果的な方法を学ぶ「調べ学習講座」を実施しました。

○スクールサービスデー（平成25年度～）

○調べ学習講座（平成19年度～令和3年度）、夏の自由研究お助け講座（令和4年度～）

（7）不登校児童生徒への支援

県教育センター「ボランの広場」に在籍する不登校状態の児童生徒を定期的に県立図書館で受け入れ、図書館見学や読み聞かせ、調べ学習、職場体験等の図書館がもつ機能・環境を活用した体験を通じた支援を行いました。

3 学校等における取組

(1) 児童館・地域子育て支援拠点における取組

県内の児童館やこどもルーム等の地域子育て支援拠点には図書室や図書コーナーが整備され、子どもが読書に親しむ場として利用されています。こどもルームでは、親子がゆっくりと絵本を楽しみ、絵本との出会いの場となるよう、絵本コーナーの充実も進められています。

(2) 幼稚園における取組

指導計画に絵本を用いた読み聞かせが位置付けられ、年間を通して保育者による読み聞かせが実施されました。

また、施設によっては、保護者向けコーナーの設置等図書コーナーの充実、家庭での読み聞かせのための絵本の貸出、発達段階に応じた図書の家庭での回覧、絵本の定期購入の斡旋等の取組を行いました。

(3) 小中学校における取組

①学校図書館活用ガイドの配布

読書指導の充実及び学校図書館活用を進める観点から、「子どもと本をつなぐ～読書への関心を高める学校図書館活用ガイド～」を県内各小中学校に配布しました。(令和4年度)

②研修の実施

小中学校の図書館担当を対象に、読書活動の充実及び不読率の解消に向け、図書館活用の推進を目的とした研修を実施しました。(令和3年度)

③モデル校に対する図書の貸出

モデル校に対して図書セットを貸出し、学校での読書活動の活性化を図りました。

あわせて、各学校図書館の館内整備や委員会活動の活性化のほか、学校司書研修のために学校図書館アドバイザーを派遣しました。

④読書日記の配布

学校や家庭における読書習慣の形成を図るため、小学生向け推薦図書リスト兼記録ノート『チャレンジ！読書日記』を発行し、県内の小学生へ配布しました。

⑤中学校ビブリオバトル大会の実施（H28年度～）

ビブリオバトル大会を実施することで、読書意欲・コミュニケーション能力・表現力・言語能力の向上を図りました。平成28年度以降、公立・私立含め134人が出場し、市町村予選も行われています。

⑥読書感想文・画コンクールの実施

県内の小中学校において、読書感想文・読書感想画コンクールに引き続き取り組みました。県内では、ほぼ全ての学校においてコンクールに向けた取組が行われています。

(4) 高等学校における取組

①県立高等学校司書を対象とした研修の体系化

県立高等学校司書を対象とした研修を整理・体系化し、学校図書館運営について定期的に学ぶ機会を設けることで、学校司書のスキルアップを図りました。

②県立高等学校司書の分掌の見直し

これまで県立高等学校司書は学校図書館業務以外の事務も担うことがありましたが、令和6年4月

1日付で、県立学校に勤務する全ての司書は学校図書館専任となりました。

③高等学校ビブリオバトル大会の実施（H27年度～）

ビブリオバトル大会を実施することで、読書意欲・コミュニケーション能力・表現力・言語能力の向上を図りました。平成27年度以降、公立・私立含め270人が出場し、校内予選等も行われています。

（5）県立図書館における学校支援

①団体貸出

団体書庫に「子ども学習支援文庫」および「学びのビジュアルブックコーナー」を設置し、学校利用の利便性向上を図りました。

②子ども読書推進員の派遣

子ども読書支援センター（県立図書館内）において、学校司書やPTA、読み聞かせグループ等を対象とした研修会等へ講師（子ども読書推進員）を派遣・紹介し、読み聞かせや読書の重要性を啓発しました。

③学校との連携

公立図書館関係者、学校図書館関係者等が参加する大分県図書館大会を開催しました。

（平成26年度～：県立図書館）※年1回

県内どこからでも県立図書館の資料を利用できるよう、「大分県図書館情報ネットワーク（OLIB）」により所蔵情報を公開し、市町村立図書館を通じて、宅配による資料の貸出を継続して行いました。

④電子書籍利用のための環境の整備

全ての県立高校及び特別支援学校へID・パスワードを配布し、県立図書館が提供する電子書籍を閲覧できる環境を整備しました。（令和3年～）

第2節 参考資料

1 用語解説

索引	用語	解 説	ページ
G	G I G A スクール構想	全ての児童生徒に対して1人1台の情報端末および高速ネットワーク環境を整備することで、ICTを活用した教育の個別最適化を図るもの。	7,16,17
I	ICT	Information & Communication Technology の略で、情報や通信に関連する科学技術の総称。コンピュータはもちろんのこと、電子黒板・実物投影機・動画教材・プレゼンテーションソフト等を活用するもの。	16
L	LLブック	文字を読むことや本の内容を理解することが苦手な人でもやさしく読めるよう、ふりがなや絵文字、大きな絵や写真を使う等して理解しやすいよう工夫をした本。	1,13
O	OLIB	大分県図書館情報ネットワークの略称。大分県立図書館のホームページからアクセスできる、県内の公立図書館・学校図書館向けの県立図書館蔵書検索・予約システム。	15,23
ア	アニメーション	読書のアニメーションのこと。読書指導の一つであり、読書の楽しさを伝え、自主的に読む力を引き出すために行われる。ゲームや著者訪問等、様々な形がある。	16
オ	オーディオブック	書籍の内容を読み上げて、カセットテープ・CD・DVD等に録音したもの。また、インターネットを通じて配信される音声データ。	1,9
オ	音声 DAISY	国際標準規格（DAISY）で作成された録音図書。音声データの他に、目次・見出し情報が記録されている。	1
ガ	学校図書館図書標準	公立小中学校において、学校図書館に整備すべき蔵書の標準として、平成5年3月に文部科学省が定めた基準。	5-7,12
カ	家庭読書	子どもを中心に家族で本を読み、読んだ本の感想を話し合う等、家族みんなで読書をすることで家庭のコミュニケーションを深めることを目的にした読書活動。	14
コ	子ども司書	子どもの読書活動の推進を図る目的で市町村と県が育成している子ども読書リーダー。1年間の講座受講を経て、県から認定される。子ども司書には、子どもから子どもへ読書の楽しさを伝える役割がある。	4-5,15, 19
コ	こども食堂	無料または低額で、子どもや保護者、地域住民等に食事を提供するコミュニティのこと。	13
コ	子ども読書支援センター	県内の子どもの読書活動を支援するために、大分県立図書館内に設置されたセンター。子どもの読書活動に関する各種情報の収集及び提供や、関係団体が開催する研修会への講師紹介等を行う。	10,11,14, 20,23

索引	用語	解 説	ページ
コ	子ども読書推進員	大分県立図書館内に設置された子ども読書支援センターが派遣する、子どもの読書に関する専門的な知識や読み聞かせ等の経験が豊富な県内在住の講師。	10,11,14,20,23
ス	ストーリーテリング	語り手が昔話や物語を覚えて、聞き手に語り聞かせること。	1,11,12
チ	地域学校協働活動推進員	地域学校協働活動を推進するためのコーディネーターの役割をもつ地域住民。教育委員会から委嘱され、地域住民等と学校との間の情報共有や、地域住民等に対する助言等を行う。	11
デ	電子書籍	電子化された書籍データ。スマートフォンやタブレット端末、PC等にデータを取り込んで閲覧する。	1,7,9,10,13,17,20,23
ト	図書館のDX	デジタル技術やデータを活用し図書館のサービスや運営、利用者体験を変革すること。	7,10,17
ニ	認定絵本土	国立青少年教育振興機構が認定する、絵本や読書に関する指導者の養成を目的とした資格。	10
ヌ	布絵本	フェルト等の厚手の布で作られた絵本。触ったり、部品を取り外したりして遊ぶことができる。	1,13,20
パ	パネルシアター	起毛した布地を貼ったパネル（舞台）に、不織布で作った人形や絵を貼ったり動かしたりしながら、話の内容に沿ってストーリーや歌を演じる表現方法。	11
ビ	ビブリオバトル	おもしろいと思った本を持ち寄り、本の紹介とディスカッションを通して一番読みたくなった本を決める活動。	15-16,22-23
フ	フリースクール	不登校の子どもを受け入れることを主な目的とする民間の団体・施設のこと。	13
ホ	放課後児童クラブ	児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室や児童館等を利用して、適切な遊びの場や生活の場を与えて、健全な育成を図るもの。	13
ホ	放課後等デイサービス	学齢期の障がいのある子どもに対し、特性やニーズに応じた支援や、家族への支援を行う福祉サービス。	13
ボ	母子モ	子育て世代の妊娠～出産・育児までをサポートする母子健康手帳アプリ。イベントや子育て支援施設等の情報配信機能等がある。	14,21
マ	マルチメディアDAISY	文字、音声、絵を同時に再生できるデジタル録音図書のこと。パソコンを使って再生し、読むスピードや文字の大きさ、色を変えることができる。	1,13,20
レ	レファレンス	利用者が調査・研究をする際に、必要な資料等の入手を司書が支援するサービスのこと。	21
ロ	朗読CD	書籍の内容を読み上げて、CDに録音したもの。	1

2 子どもの読書活動の推進に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

○衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。

三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。

四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。

五 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。

六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

3 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）

条文はこちら

読書バリアフリー法

検索



<https://laws.e-gov.go.jp/law/501AC0100000049>

4 第五次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（国）」

計画全文はこちら

第五次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画

検索



https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/mext_00072.html

5 大分県障がい者計画（第2期）

計画全文はこちら

大分県障がい者計画 第2期

検索



<https://www.pref.oita.jp/soshiki/12500/shougaishakeikaku2.html>

第5次 大分県子ども読書活動推進計画の概要

子どもの読書環境の変化

- ・「読書バリアフリー法」施行
- ・「第6次学校図書館整備等5か年計画(国)」策定
- ・子ども家庭庁の発足、「こども基本法」施行

「第5次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(国)」の基本的な方針

- 不読率の低減
- 多様な子どもたちの読書機会の確保
- デジタル社会に対応した読書環境の整備
- 子どもの視点に立った読書活動の推進

大分県の現状

- (1) 不読率
 - ・全国値と比較して、小中学生の不読率が高い
 - ・全国と同様、学校段階が上がるほど不読率が高くなる
- (2) 読書が好きな児童生徒の割合
 - ・小中学生で読書が好きな割合が減少
 - ・高校生は微増

ほか7指標 ほぼ全ての指標において、目標値に達していない



要因

- ・コロナにより、本に触れる機会が減少
- ・コロナにより、図書館や学校等での子ども読書活動が縮小
- ・スマホやタブレットの普及による情報収集や余暇活動の変化

目指す子どもの姿

- (1) 読書を楽しみ感じ、生涯にわたって自主的に読書を行う子ども
- (2) 多くの本との出会いを通じて知識・語彙を拓げるとともに、他者の考えや気持ちを知ることでも多面的・多角的な思考ができる子ども
- (3) 読書によって言葉や感性を磨くことで、自分の考えを表現できる子ども
- (4) デジタル・アナログに関わらず、適切な資料を使って調べる手法を身につけ、必要な情報を取捨選択し、正しい情報を見極め、自ら学ぶことができる子ども

第5次 県計画の目標

- 生きる力を育む読書習慣の形成
- 全ての子どもがいつでもどこでも読書に親しめる環境の整備

第5次 県計画の重点方針

- (1) 発段階に応じた読書習慣形成のための人材育成・環境整備
 - 学校司書の専任配置・基準作成・資料整備の促進
 - 図書館司書の資質向上
 - ボランティアの養成と資質向上
 - 資料の収集・情報発信強化
- (2) 多様な子どもたちの読書機会の確保
 - 新 ○バリアフリー資料、電子書籍、多言語資料の収集
 - 新 ○子どもの居場所や不登校児童生徒等への支援
 - 新 ○手話や外国語のおはなし会の実施
- (3) 保護者等に対する普及啓発活動の推進
 - 新 ○SNSでの情報発信の強化
 - 保護者に対する家庭読書啓発、研修会への講師派遣
- (4) 子どもの読書意欲を引き出す取組の充実
 - 新 ○教科と連動した資料の収集
 - 読書記録ノートの配布
 - 子ども司書、ビブリオバトル大会の実施
 - 子どもの視点に立った読書活動の推進
 - 計画的な学校図書館の利活用の促進
- (5) デジタル社会に対応した読書環境の整備とリテラシーの向上
 - 新 ○電子書籍の収集
 - 新 ○調べ学習等の支援、情報モラルの向上に関する研修の実施

7 県内公立図書館等一覧（令和7年3月現在）

No	館名	郵便番号	所在地	電話番号
—	大分県立図書館	870-0008	大分市王子西町14番1号	097-546-9972
1	中津市立小幡記念図書館	871-0056	中津市1366番地1	0979-22-0679
2	中津市立三光図書館	871-0102	中津市三光成恒421番地の1	0979-43-2200
3	中津市立本耶馬溪図書館	871-0202	中津市本耶馬溪町曾木1800番地	0979-52-3033
4	中津市立耶馬溪図書館	871-0405	中津市耶馬溪町大字柿坂138番地1	0979-54-2828
5	中津市立山国図書館	871-0712	中津市山国町守実130番地	0979-62-2141
6	豊後高田市立図書館	879-0605	豊後高田市御玉101-1	0978-25-5115
7	宇佐市民図書館	879-0453	宇佐市大字上田1017番地の1	0978-33-4600
8	宇佐市民図書館安心院分館	872-0521	宇佐市安心院町下毛2130番地	0978-44-2800
9	宇佐市民図書館院内分館	872-0332	宇佐市院内町山城39番地	0978-42-6800
10	姫島村中央公民館図書室	872-1501	東国東郡姫島村1681-2	0978-87-2113
11	国東市くにさき図書館	873-0503	国東市国東町鶴川160番地の2	0978-72-3500
12	国東市国見図書館	872-1401	国東市国見町伊美2225-1	0978-82-1585
13	国東市武蔵図書館	873-0412	国東市武蔵町古市1131番地1	0978-69-0946
14	国東市安岐図書館	873-0202	国東市安岐町瀬戸田740番地1	0978-67-3551
15	杵築市立図書館本館	873-0002	杵築市大字南杵築268番地1	0978-62-4362
16	杵築市立図書館山香図書室	879-1307	杵築市山香町野原1010-2	0977-75-1055
17	杵築市立図書館大田図書室	879-0901	杵築市大田石丸445番地	0978-52-3111
18	日出町立図書館	879-1506	速見郡日出町3244番地1	0977-72-3232
19	別府市立図書館	874-0942	別府市千代町1番8号	0977-23-2453
20	大分市民図書館	870-0839	大分市金池町1丁目5-1	097-576-8241
21	大分市民図書館コンパルホール分館	870-0021	大分市府内町1丁目5番38号	097-538-3500
22	臼杵市立臼杵図書館	875-0041	臼杵市大字臼杵6番地の16	0972-62-3405
23	臼杵市立臼杵図書館野津分館	875-0201	臼杵市野津町大字野津市184番地	0974-32-3317
24	津久見市民図書館	879-2431	津久見市大友町5番15号	0972-85-0080
25	由布市立図書館	879-5506	由布市挾間町挾間104番地1	097-586-3150
26	由布市立図書館庄内分館	879-5413	由布市庄内町大龍1400番地	097-582-0214
27	由布市立図書館湯布院分館	879-5192	由布市湯布院町川上3738番地1	0977-84-2604
28	佐伯市立佐伯図書館（三浦造船佐伯図書館）	876-0843	佐伯市中の島2丁目20番33号	0972-24-1010
29	竹田市立図書館	878-0013	竹田市大字竹田1979	0974-63-1048
30	豊後大野市図書館	879-7125	豊後大野市三重町内田881番地	0974-22-7733
31	日田市立淡窓図書館	877-0003	日田市上城内町1番72号	0973-22-2497
32	玖珠町わらべの館	879-4404	玖珠郡玖珠町大字森868-2	0973-72-6012
33	九重町図書館	879-4803	玖珠郡九重町大字後野上17番地の4	0973-76-3888

発行

大分県教育庁 社会教育課

〒870-8503

大分県大分市府内町 3 丁目 10 番 1 号

TEL 097-506-5556

FAX 097-506-1798